

意見募集案件	北広島市市民交流広場条例及び規則の制定について
担当課	企画財政部 企画課 電話 011-372-3311 内線 3606

意見募集期間	令和元年 12 月 15 日(日)から令和 2 年 1 月 15 日(水)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所企画課 及び 各出張所、北広島団地住民センター、エルフィンパーク、 中央公民館、図書館、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 12 月 15 日号
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか <p>※近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取り扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号を記入のこと (住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>企画財政部 企画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス:kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>※添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表 予定時期	令和 2 年 2 月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市民相互の交流の促進及び市街地の活性化を図り、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の形成に資するため、北広島市市民交流広場を設置するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「北広島市市民交流広場条例及び規則の制定について」のとおり</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市民生活の向上及び活力ある地域社会の形成に資するため、市民交流広場が活用されます。</p>
対象となる政策等 の原案	・別添ファイル「北広島市市民交流広場条例及び規則の制定について」のとおり
その他	・寄せられた意見を参考に条例案を決定のうえ、令和 2 年第 1 回北広島市議会定例会に条例案を提案し、同年 5 月から施行する予定です。